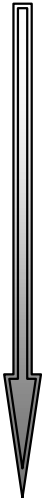



# 調査等の実施に係る連携要領

調査等の流れ	現地消防本部による実施が考えられる事項	国による実施が考えられる事項
<div data-bbox="152 244 517 328" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>関係機関との調整等</b> </div> <div data-bbox="185 379 226 879" style="text-align: center;">  </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県警察本部への通知 消防庁長官による火災原因調査実施を警察本部に通知する。また、必要に応じ、都道府県に通知する。</li> <li>2 現地警察本部及び警察署との調整 合同調査の実施等に関し現地警察本部及び現地警察署と調整する。ただし、国が対応することが適当である事項については、国が対応するものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地消防本部等への通知 防火安全室から消防庁長官による火災原因調査の実施について、現地消防本部に通知するとともに、消防研究所に要請する。</li> <li>2 警察庁等の国の行政機関との調整 防火安全室から消防庁長官による火災原因調査の実施について、警察庁に対し通知するとともに、必要に応じ、他省庁と調整する。</li> <li>3 必要に応じ、消防研究所に登録されている外部の専門家等を派遣する。</li> </ol>
<p><b>留意事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連携に係る打合せは、国の調査チームが現着時に行うことを原則とするが、あらかじめ電話等で調整できる事項については、調整を進めておくものとする。</li> <li>2 都道府県警察との調整の窓口は、原則として現地消防本部とする。ただし、国が窓口となった方が適当であると認められる事項については、国が窓口となる。</li> <li>3 他省庁との調整の窓口は、原則として国とする。ただし、国の出先機関等で現地消防本部が窓口となった方が適当であると認められる場合は、現地消防本部が窓口となる。</li> </ol>		
<div data-bbox="152 919 517 991" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>調査開始</b> </div> <p>《現場における調査》</p> <div data-bbox="286 1066 613 1278" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 20px;">         出火範囲の限定          発掘、復元          延焼、避難の状況          関係資料の調査          消防用設備等の状況          等々       </div> <div data-bbox="185 1098 226 1469" style="text-align: center;">  </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発災事業所等の図面など、火災原因調査に必要な関係資料の準備・調査</li> <li>2 国の調査チームに対する連携に必要な情報の提供</li> <li>3 発掘、復元等の現場における調査</li> <li>4 消防用設備等の状況</li> <li>5 証拠物品等の現場の保全</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要に応じ火災原因調査の技術的支援</li> </ol>
<p><b>共同で実施すべき事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査本部の設置</li> <li>2 連携の打合せ</li> <li>3 安全管理</li> </ol>		

<p>《立証のための調査》</p>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">       鑑識、鑑定、再現実験        文献の調査        提出資料の調査        質問による調査        等々     </div>	<p>1 鑑定・再現実験等に対応可能なもの 2 損害調査</p>	<p>1 鑑定・再現実験等（現地消防本部で対応可能なものを除く。） 2 左記、1に対する助言</p>
<p>《火災原因調査書等の作成》</p> 	<p>1 現地消防本部の様式による火災原因調査書類（火災原因判定書等）の作成</p>	<p>1 火災原因調査に係る再現実験等を含んだ報告書の作成</p>
<p>《報道対応等》</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto;">       調 査 終 了     </div> 	<p>1 報道対応 火災原因調査書類の内容等、現地消防本部が実施した事項を中心に、必要に応じ、報道発表する。</p>	<p>1 報道対応 鑑定・再現実験等、国が実施した事項を中心に、必要に応じ、報道発表する。</p>
<p>《情報公開等の対応》</p> 	<p>1 情報公開 開示請求に基づき情報公開を実施する。</p>	<p>1 情報公開 開示請求に基づき情報公開を実施する。</p>
<p>《訴訟対応》</p>	<p>1 訴訟対応 鑑定・再現実験等、国が実施した以外の事項について対応する。</p>	<p>1 訴訟対応 鑑定・再現実験等、国が実施した事項について対応する。</p>
<p><b>留意事項】</b> 1 対応に当たっては、十分調整を行うものとする。</p>		